

○静岡県公文書等の管理に関する条例（抄）

第4章 静岡県公文書等管理審査会
（設置）

第32条

第29条第1項の諮問に応じ調査審議するため、静岡県公文書等管理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、前項の規定による調査審議を行うほか、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 第9条第3項、第13条第3項、第26条第2項又は第40条の意見を述べること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、公文書等の管理に関する重要事項について、知事に意見を述べること。
- 3 審査会は、委員5人以内で組織する。
- 4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（審査会の調査権限）

第33条 審査会は、必要があると認めるときは、知事に対し、利用決定等に係る特定歴史公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された特定歴史公文書の開示を求めることができない。

- 2 知事は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、知事に対し、利用決定等に係る特定歴史公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は知事（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第34条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人

とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第35条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第36条 審査会は、第33条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものにあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものにあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
(調査審議手続等の非公開)

第37条 第29条第1項の諮問に応じ審査会の行う調査審議に係る手続及び公文書は、公開しない。

(答申書の送付等)

第38条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(資料の提出等の求め)

第39条 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認める場合には、関係する実施機関又は知事に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

○静岡県公文書等の管理に関する条例施行規則（抄）

第4章 静岡県公文書等管理審査会

第27条 静岡県公文書等管理審査会（以下「審査会」という。）に、専門の事項を審査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する審査が終了したときは、解任されるものとする。

第28条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 審査会は、会長が招集し、その議長となる。
- 5 審査会は、3人以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第29条 審査会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 審査会の置く部会は、会長が指名する委員3人以上で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから、会長がこれを指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。

第30条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

第31条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。